

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 0 号		
件 名	駐新潟中国総領事館移転に関する住民説明と適正な課税を求めることについて		
紹 介 議 員	佐々木 薫, 深谷成信		
要 旨	<p>現在, 駐新潟中国総領事館が民有地 4,620 坪もの広大な土地に移転するとして, 貴市議会においても取り上げられ, 多くの新潟市民のみならず日本国民が注視しております。</p> <p>駐新潟中国総領事館の移転に関して, 外務省は平成 23 年 6 月に中国政府に地元住民の理解を得るよう強く申し入れたと国会で答弁しております(平成 24 年 3 月 22 日参議院国土交通委員会)が, いまだ我々新潟市民には十分な説明がされておられません。</p> <p>新潟市民のため, 早急に説明会を実施していただくようお願いいたします。</p> <p>また, 本年 1 月に不動産関連諸税の免税を求める在京中国大使館からの口上書が外務省に出され, その在京中国大使館より広大な土地の使用目的, 必要な理由について, 中国側に説明を求めているとの国会での答弁がございました。(平成 24 年 7 月 25 日衆議院外務委員会) その一方, 駐新潟中国総領事館総領事は新聞紙上において, 本来の領事館業務とは思えない「交流施設を作り, 事務所と宿舎以外は開放するつもりだ」(平成 24 年 6 月 27 日日本経済新聞) ともお話しになっております。</p> <p>領事館としての本来業務以外の施設などには, 新潟市の貴重な歳入にするためにも, 公平, 公正に課税していただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 駐新潟中国総領事館の移転に関して, 新潟市として市民説明会を実施すること。</p> <p>2 本来業務とは関係のない交流施設等には適正な課税をすること。</p>		
付 託 年月日 委員会	平成24年 9 月 18 日	第 1 項 第 2 項	文教経済常任委員会 総務常任委員会
受 理	平成24年 9 月 12 日	第 3 1 7 号	